

養老機構設立許可弁法

中華人民共和國民政部法令第 48 号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

『養老機構（注：介護施設に相当）設立許可弁法』はすでに 2013 年 6 月 27 日に開催された民政部の部務会議にて可決されたので、ここに公表する。2013 年 7 月 1 日より施行することとなる。

部長：李 立国

2013 年 6 月 28 日

養老機構の開設許可弁法

第一章 総則

第一条 養老機構の開設許可を標準化し、養老機構の健全なる発展を促進するため、『中華人民共和國高齡者權益保障法』及び関連する法律や行政法規に基づいて、「本法令」を制定することとする。

第二条 養老機構の開設許可の申請、受理、審査、決定及び監督・検査に関しては、「本法令」を適用する。

第三条 「本弁法」でいう養老機構とは、高齡者に対してグループステイと介護サービスを提供する施設を指す。

第四条 國務院の民政部門が責任を持って全国にわたる養老機構の開設許

可の仕事を担当する。

県レベル以上の地方人民政府の民政部門は、当該行政地域内における養老機構の開設許可の仕事、責任を持って担当する。

第五条 養老機構の開設許可を実施するに当たっては、公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない。

第二章 条件と手順

第六条 養老機構を設置するには、以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 名称、住所、施設の規定と管理方法を有すること。
- (二) 養老機構に適する規範や技術基準があるばかりでなく、国の環境保護、消防安全、衛生防疫などの要求に相応しい基本生活用居室、施設設備と活動用スペースを有すること。
- (三) サービスを提供することに相応しい管理者、専門技術者、ケアワーカーなどのマンパワーを有すること。
- (四) サービス内容と規模に相応しい資金を持っていること。
- (五) ベッド数を10床以上有すること。
- (六) 法律や法規が定めたその他の条件を満たすこと。

第七条 法律によって設立された組織、もしくは完全な民事行為能力を持つ自然人が、養老機構の所在地にある県レベル以上の人民政府の民政部門に施設開設の申請をすることができる。

第八条 県、区を設置しない市及び直轄市の区人民政府の民政部門は、当該行政地域内における養老機構の開設許可を実施する。

区を設置している市は、その人民政府の民政部門によって、市轄区における養老機構の開設許可を実施する。

区を設置している市の人民政府の民政部門は、市轄区人民政府の民政部門

に委託して、開設許可を実施することができる。

第九条 省レベル以上の人民政府が投資して設立した実践訓練やモデル事業の役割を果たす養老機構は、同レベルの人民政府の民政部門に開設許可を申し込むことができる。

前条に定めた許可事項は、下級レベルの人民政府の民政部門に委託して、開設許可を実施することができる。

第十条 外国の組織や個人が単独資本で開設する養老機構や外国資本が中国の組織や個人と合資・合作の形で設立する養老機構、そして香港、マカオや台湾地域の組織、個人及び華僑が単独資本で設立する養老機構やそれらの組織、個人と華僑が大陸の組織や個人と合資・協力の形で開設する養老機構は、所在地の省レベル人民政府の民政部門、もしくはその委託した区を設置している市レベル人民政府（あるいは行政公署）の民政部門によって、開設許可を実施する。

法律や法規によって投資者に対して別に規定のあるものは、その規定に従うこと。

第十一条 許可機関は申請者の養老機構を建設する計画の要望と条件に基づいて、開設の条件や提出資料などの面において指導と支持を提供する。

第十二条 養老機構の開設を申請するに当たって、以下の文書や資料を許可機関に提出しなければならない。

- (一) 開設申請書；
- (二) 申請者、法定代理人を担当するもの、もしくは主要責任者の資格証明書類；
- (三) 登録規定を適する施設の名前、規則と管理方法；
- (四) 工事担当事業者による施設の竣工査収の合格証明書、衛生防疫部門と環境保全部門による調査報告書あるいは審査意見、公安消防部門が提供する

る建設工事の消防設計査定書、消防査収の合格意見、あるいは消防に関する記録証明書；

- (五) 営業場所の自己所有権証明書あるいは家屋賃貸契約；
- (六) 管理者、専門技術者、ケアワーカーの名簿、身分証明書と健康状況証明書；
- (七) 資金源証明文書、資本金検査証明書と資産評価報告書；
- (八) 法律、法規及び規則規定に従って提出する必要のある文書と資料。

第十三条 認証機関は、開設の申請を受けた日より20日（仕事日）以内に、申請者が提出した文書や資料審査をするとともに実地検査を行う。条件に合うものに対しては、養老機構の開設許可証（以下「開設許可証」と略称する）を交付するが、条件に合わないものに対しては、書面をもって申請者に通知するとともに、理由を説明する。

第十四条 養老機構は、開設許可を取得するだけでなく、法律に基づいて登録をしなければならない。開設許可を得ずに、あるいは法律に基づく登録をする前に、養老機構は如何なる理由で費用を徴収したり、高齢者を受け入れてはならない。

第三章 許可管理

第十五条 開設許可証には、施設の名称、所在地、法定代理人もしくは主要責任者、サービス提供内容と範囲、有効期限などの事項を明記しなければならない。

開設許可証は、正本と副本の二種類に分けられる。正本と副本のどちらも同等の法的効力を持つ。開設許可証の様式は、国务院の民政部門が統一して規定する。

第十六条 開設許可証の有効期限は五年とする。養老機構は、開設許可証の

有効期限が切れる 30 日前に、開設許可証、登録証書の正本、ケアサービスの提供状況報告書を持参して、元の審査許可機関で許可の更新手続きを行わなければならない。

許可機関は、許可証の有効期限が切れる前に、養老機構の開設条件に基づいて継続許可の可否を決定する。有効期限を過ぎても決定が下されない場合は、許可の更新が可決されたものとみなす。

第十七条 養老機構が支部を設立する場合は、「本弁法」の第八条、第九条と第十条に定めた規定に基づいて、支部の所在地にある県レベル以上の地方人民政府の民政部門にて開設許可の申請を行わなければならない。支部に対して、関連する法律や行政法規の規則があれば、それらの規定に従う。

第十八条 養老機構が名称、法定代理人または主要責任者、サービス提供内容を変更する場合は、許可証を得た元の機関において変更手続きを行わなければならない。

養老機構が所在地を変更する場合は、改めて開設許可の申請を行わなければならない。

第十九条 養老機構が自己都合により解散する場合、または継続的にサービスを提供することが困難になった場合は、施設を閉鎖するとともに、開設許可証を元の許可機関に返却して取消手続きを行わなければならない。

サービスの提供を終了した養老機構は、関連規定により、資産処理の清算をしなければならない。

第二十条 養老機構が分割、合併、改築、増築などの原因によりサービスの提供を一時的に停止する場合、または解散などの原因によりサービスの提供を終了する場合は、元の許可機関に申し込みをするとともに、入居中のお年寄りを転居させる案を提出しなければならない。許可を得ずに、無断でサービスを一時的に停止したり中止したりしてはいけない。

第二十一条 許可機関は、養老機構の開設許可に関する健全たる情報管理制度を確立し、即時に養老機構の開設許可に関する情報を公表しなければならない。

第四章 監督検査

第二十二条 許可機関は、法律に基づいて養老機構の開設許可証に記載された施設の名称、所在地、法定代理人または主要責任者、サービス提供内容と範囲などの事項の変化状況について監督検査を実施する。養老機構はその監督検査を受け、協力しなければならない。

許可機関は、養老機構の開設許可を実施し、そして開設許可に関連する事項に対して監督検査を行うが、費用の徴収を一切にしないこと。

第二十三条 以下の状況が発生した場合、許可機関またはその上級機関は、利害関係者の要望または職権に基づいて、許可証を取り消すことができる。

(一) 許可機関の職員が職権を濫用したり職務をなおざりにしたりして、許可証を可決した場合；

(二) 法律に定めた職権を超えて許可証を可決した場合；

(三) 法律に定めた手順に違反して許可証を可決した場合；

(四) 法律に定めた条件に合わない養老機構に対して、許可証を可決した場合；

(五) 法律によって、許可証の取り消しが認められるその他の場合。

許可機関が、もし養老機構が詐欺、賄賂などの不正な方法により許可証を取得したことを発見すれば、その許可証を取り消さなければならない。

許可機関が、法律に基づいて許可証を取り消してから、そのことを関連する登録管理機関に知らせなければならない。

第二十四条 養老機構に以下の状況が発生した場合、許可機関はその許可証を取り消し、事実を公表しなければならない。

- (一) 開設許可証の有効期限が切れたまま、許可の更新手続きを行っていない場合；
- (二) 養老機構が法律によって営業中止とされた場合；
- (三) 許可証が法律によって取り消された場合、または撤回された場合；
- (四) 登録管理機関が法律に基づいて養老機構の登録証明書を取り上げた場合；
- (五) 不可抗力によって許可事項の実施が不可能になった場合；
- (六) 法律、行政法規の規定によって、許可証を取り消さなければならないその他の場合。

許可機関は法律に基づいて許可証を取り消した後に、そのことを関連するような事情理機関に知らせしなければならない。

第二十五条 いかなる組織と個人は、「本弁法」に違反する行為に対して許可機関に通報する権利を有する。許可機関は直ちに事実の確認と処分を行わなければならない。

第五章 法律責任

第二十六条 養老機構に以下のような事情が発生した場合、許可機関は法律に基づいて警告を行うとともに、3 万元以下の罰金を科さなければならない。犯罪行為となった場合は、法律に基づいて施設の刑事責任を追及しなければならない。

- (一) 法律に基づいて変更の手続きや営業中止の手続きを行っていない場合；
- (二) 開設許可証の改ざん、転売、貸出、有償貸与、譲渡が行われた場合。

第二十七条 許可を得ずに施設を設立した養老機構に対しては、許可機関が責任を持って是正を命ずる。養老機構が人身障害や財産の損害を起こした場合は、法律に基づいて民事責任を負担する。そして治安管理规定に違反した場合、公安機関によって『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に基づいて処罰を

加えられる。犯罪を犯した場合は、法律によって刑事責任を追及される。

第二十八条 許可機関およびその職員が、養老機構の開設許可の申請、受理、審査、決定と監督検査に際して、職権を濫用したり職務をなおざりにしたり私情にとらわれて悪事を働いたりして、不正行為を行った場合、上級の民政部门が責任を持ってその是正を命じる。深刻な結果をもたらした場合は、法律に基づいて、直接責任を負う担当者やその他の直接責任者に対して処分を行う。犯罪となった場合は、その責任者に対して法律に基づく刑事責任を追及する。

第六章 附 則

第二十九条 「本弁法」が施行される前に設立された養老機構に関しては、「本弁法」が定めた条件に適う場合、「本弁法」の規定に従って関連する手続きを行わなければならない。

「本弁法」が施行される前に設立された養老機構で、開設条件に合わない場合は、「本弁法」施行後の1年以内に整頓・改革を完成しなければならない。そのうち、農村地域において五保世帯（訳註：国から「衣料・食料・燃料・教育・葬儀」という五つの側面の保障が提供される働く能力のない身寄りのない人。いわゆる生活保護世帯）に対してサービスを提供している養老機構は、「本弁法」実施後の2年以内に整頓・改革を完成しなければならない。

第三十条 都市部と農村部の社区においてディ・ケアサービスを提供する施設や互助型養老機構などは、「本弁法」を適用しないこととする。

第三十一条 「本弁法」は、2013年7月1日より実施される。

原文リンク：

<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/201306/20130600480075.shtml>